

事業復活支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けた中堅・中小・小規模事業者、個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金が支給される、「事業復活支援金」の申請受付が開始されました。

1. 申請期間 2022年1月31日(月)～5月31日(火)

2. 給付対象 次の①②をいずれも満たす中小法人・個人事業者
①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

3. 給付額 ①中小法人等 最大上限額250万円
②個人事業者 最大上限額50万円

算出式 基準期間※の売上高－対象月の売上高×5か月分

※2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月を含む事業年度の年間売上高

4. 事前確認 申請希望者が対象者かどうか、「登録確認機関」による事前確認が必要ですが、過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合、原則として、事業復活支援金の申請を行う際に改めて事前確認を受ける必要はありません。なお、本会も「登録確認機関」となっており、会員組合のみ事前確認を行いますのでお問合せください。

5. 申請方法 事業復活支援金事務局のホームページから申請に必要な仮IDの取得、事前確認、申請ができますので、ご確認ください。

事業復活支援金事務局 <https://jigyou-fukkatsu.go.jp/index.html>